

議第二号

栃木県議会議規則の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条及び栃木県議会議規則第十五条の規定により提出します。

平成二十年二月二十二日

提出者 栃木県議会議員

青	野	齋	野	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
木	田	藤	村	寄	瀧	川	森	谷	村	辺	橋	一	尚	孝	節	昌	信	尚	文	
克	尚	孝	節	昌	信	尚	文	文	壽	一	好	明	吾	明	子	男	光	秀	德	
明	明	明	明	明	明	明	明	明	明	明	明	明	明	明	明	明	明	明	明	明

栃木県議会議長 石坂真一様

栃木県議会規則第 号

栃木県議会会議規則の一部を改正する規則

栃木県議会会議規則（昭和三十七年栃木県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「次のとおり」を「おおむね次のとおり」に改め、同項第一号中「三十五日以内」を「三十五日」に、「二十一日以内」を「二十一日」に、同項第二号中「五日以内」を「五日」に改める。

第百十五条中「印刷して」を「当該会議録に記載された事項を印刷した冊子又は当該事項を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）を作成して」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。